

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 交 制 第 4 7 号  
令 和 7 年 9 月 1 9 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の一部改正について（例規）

秋田県公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の事務処理要領については、「保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の一部改正について（例規）」（令和3年1月18日付け秋本交制第9号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、今般、保管場所標章を廃止すること等を内容とする自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下「改正法」という。）が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、所要の整備を行い、別添「保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

この担当 交通規制課規制第二係（☎5182、5193、5194）

## 別添

### 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、警察署長及び秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）に関する標準的な事務手続について定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

##### 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### (1) 運行供用制限

法第9条の規定に基づき、公安委員会が保管場所を確保していない自動車の保有者に対して、保管場所が確保されるまでの間、当該自動車を運行の用に供してはならない旨を命ずる処分をいう。

###### (2) 運送事業用自動車

法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

###### (3) 自家用自動車

運送事業用自動車以外の自動車をいう。

###### (4) 適用地域

法附則第4項の規定により、法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

##### 3 公安委員会の権限の代行処理

この要領において、公安委員会の権限については、秋田県公安委員会事務代行規程（昭和50年3月26日公安委員会規程第3号）第1条から第3条の規定に基づき次のとおり代行処理するものとする。

###### (1) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）が代行するもの

ア 法第8条の規定による通知の受理

イ 法第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示

ウ 法第13条第2項の規定による通知

###### (2) 警察署長が代行処理するもの

ア 法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章の貼付け

イ 法第9条第3項の規定による申告の受理

ウ 法第9条第4項の規定による確認

エ 法第9条第5項の規定による確認の通知及び標章の取り除き

#### 第2 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置

##### 1 通知

(1) 通知事案の認知等

警察官は、法第8条の規定による通知の手續の対象（以下「通知事案」という。）に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるかどうか等必要な事項を調査の上、「通知事案報告書」（別記様式第1号）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通切符（以下「保管場所法切符」という。）、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定の対象となる行為をいう。）に係る交通反則切符（以下「交通反則切符」という。）又は交通切符（以下「交通切符」という。）その他の捜査書類等を添付して警察署長に対して報告するものとする。

(2) 通知事案報告書の審査等

警察署長は、通知事案の報告を受けたときは、次の事項について審査し、所要の整備をするものとする。

ア 当該事案が通知事案に該当するかどうか

イ 事実の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかどうか

(3) 保管場所の確保状況の照会等

警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知事案報告書に基づき、「自動車保管場所確保状況照会書」（別記様式第2号）を作成し、当該照会書に係る自動車の所有者に対し当該照会書を交付して保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手續を履行するよう指導するものとする。この場合において、当該証明書を交付したときから15日以内に、当該自動車の所有者に対し保管場所の確保状況について「自動車保管場所確保状況回答書」（別記様式第3号）により回答を求めるものとする。

(4) 通知

ア 通知の方法

警察署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、「通知書」（別記様式第4号）を作成するとともに、必要な関係書類を添付して当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し通知するものとする。

イ 添付書類

通知書に添付する書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

(ア) 自動車保管場所確保状況回答書の写し

(イ) 現認報告書の写し

(ウ) 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し

(エ) 交通反則切符2枚目（交通事件原票）又は交通切符2枚目（交通事件原票）

の写し

(カ) その他通知事案の事実の証明に必要な資料

ウ 通知の方法の特例

当該警察署長の属する公安委員会と自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合は、当該警察署長の属する公安委員会を通じて通知するものとする。

## 2 自動車の運行供用の制限

### (1) 審査

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から通知を受理したときは、当該通知に係る事案について、次の事項を確認の上、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

ア 自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるかどうか

イ 法の平成2年法律第74号による改正附則第2条第3項の規定により、法第9条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の保有者であるかどうか

### (2) 処分事案の移送

交通規制課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内にあるものについては、「自動車運行供用制限事案移送通知書」（別記様式第5号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。この場合において、1の(4)のイの添付書類を準用する。

### (3) 聴聞の通知

処分事案に該当する自動車の保有者に対する聴聞の通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第8条の規定による「聴聞通知書」（別記様式第6号）により行うものとする。

なお、聴聞通知書を郵送する場合は、配達証明郵便によるものとする。

### (4) 処分の決定

公安委員会は、聴聞を終結する場合において、処分を行うかどうかを決定するものとする。

### (5) 処分の執行等

ア 自動車運行供用制限書等の作成

公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、交通規制課長は、「自動車運行供用制限書」（別記様式第7号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条の規定による別記様式第3号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

イ 自動車運行供用制限書等の送付

交通規制課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

ウ 処分の執行

自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに、当該処分に係る自動車の所有者に対し自動車運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章を貼り付けるものとする。

エ 処分の通知の際の留意事項

当該処分に係る自動車の所有者に対し処分の通知をする場合は、自動車運行供用制限書を交付するに当たって、同時に当該処分理由を書面で示さなければならない。また、この時、処分の解除の手續について告知するものとする。

オ 処分執行結果の報告

警察署長は、処分を執行したときは、「自動車運行供用制限処分執行報告書」（別記様式第8号）に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、交通規制課長に送付するものとする。

(6) 処分の解除

ア 保管場所確保の申告

処分に係る自動車の所有者の規則第6条の規定による別記様式第4号の自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告は、処分を執行した警察署長が受理するものとする。

なお、処分に係る自動車の所有者が、保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、申請又は届出に係る警察署長は、自動車保管場所確保申告書の提出を受け、処分を執行した警察署長に転送することとしても差し支えない。この場合において、申請又は届出に係る警察署長の属する公安委員会と処分を執行した警察署長の属する公安委員会が異なるときは、それぞれの公安委員会を通じて転送するものとする。

イ 確認

保管場所確保の申告を受理した警察署長は、速やかに、保管場所の確保状況を確認するものとする。

ウ 確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、「確認通知書」（別記様式第9号）を作成の上、処分に係る自動車の所有者に対し速やかに、当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

エ 手續終了の報告

確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、公安委員会に対し「手續終了報告書」（別記様式第10号）を作成して当該報告書により報告するものとする。

(7) 処分の執行及び解除の依頼等

ア 処分執行等の依頼

公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合、交通規制課長は、原則として変更後の公安委員会に対し処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の所有者が保管場所を確保した場合における(6)の処分の解除の各手續を行うこ

とについて依頼するものとする。この場合において、「自動車運行供用制限処分執行等依頼書」(別記様式第11号)を作成の上、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して依頼するものとする。

#### イ 処分執行結果の連絡

他の都道府県の公安委員会から処分執行等の依頼を受けた公安委員会においては、速やかに、処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等を依頼した公安委員会に対し自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

#### ウ 処分の解除等

他の都道府県の公安委員会から処分執行等の依頼を受けた公安委員会において、自動車の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等を依頼した公安委員会から確認通知書の送付を受け、(6)の処分の解除のための各手続を行うものとし、警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分執行等を依頼した公安委員会に対し手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

### 第3 適用地域にある運送事業用自動車の保有者に対する措置

#### 1 通知等

##### (1) 通知事案の認知及び報告等

運送事業用自動車について、警察官が法第8条の規定による通知の手続の対象とするものと認知したときは、第2の1の(1)及び(2)の手続を準用する。

##### (2) 通知

警察署長は、通知事案に該当する事案については、「通知書」(別記様式第4号)を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、第2の1の(4)のイの添付書類及びウの手続を準用する。

#### 2 監督行政庁に対する通知

##### (1) 運送事業用自動車通知

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から1の(2)の通知を受理したときは、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、1の(2)の通知に係る事案について、「運送事業用自動車通知書」(別記様式第12号)を作成して運送事業を監督する行政庁(以下「監督行政庁」という。)に対しその旨を通知するものとする。

##### (2) 運送事業用自動車通知事案の移送

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から1の(2)の通知を受理した場合、当該通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内にあるものについては、「運送事業用自動車通知事案移送書」(別記様式第13号)を作成し、関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

### 第4 適用地域外の地域にある自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域にある自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認知した場合には、当該自動車の保有者に対

し保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、「運送事業用自動車通知事案上申書」（別記様式第14号）を作成して公安委員会に対しその旨を上申するものとする。この場合において、公安委員会は、第3の2の手続を行うものとする。

#### 第5 報告又は資料の提出

警察署長は、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たって、第2の1(3)の回答、第2の2(6)のイの確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めること。



別記様式第2号

第 号

年 月 日

殿

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		

- 備考 1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。  
 なお、回答書は、次の連絡先まで、持参又は郵送してください。  
 2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

連絡先

〒 ( )

警察署 課 係  
 電話

別記様式第3号

年 月 日

警察署長 殿

住所 〒 ( )

電話

氏名

自動車保管場所確保状況回答書

照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	

(回答欄) 下欄だけ記入してください。

保管場所の位置		
保管場所 の所有者	住所	〒 ( ) 電話
	氏名	
保管場所確保の日		年 月 日
備考		





別記様式第6号

公安委員会告示第 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定による命令に関し、同法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行う。

年 月 日

公安委員会 印

1 聴聞の期日

年 月 日 午前 時 分開始  
午後

2 聴聞の場所

電話

		第 年	月	号 日
殿				
		公安委員会 印		
自動車運行供用制限書				
命令の年月日		年 月 日		
自動車の番号標の番号				
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の所有者	住所			
	氏名			
命令の理由				

裏面の注意事項をよく読んでください。

## 注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。  
運行した場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 6 その他不明な点は、次の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒      ー

電話

(内線      )

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分の執行をしたので、報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
処分を執行した日時		年 月 日 時 分
処分を執行した場所		
処分執行者の氏名		

第 号

年 月 日

殿

公安委員会 印

確 認 通 知 書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

手 続 終 了 報 告 書

下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時		年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者		

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		
備 考		

第 号

年 月 日

殿

公安委員会 印

運 送 事 業 用 自 動 車 通 知 書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運 送 事 業 者	所在地	
	名 称	
保管場所を確保していない おそれがあると認めた理由		
添 付 書 類		

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内にあるので、運送事業用自動車通知事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住所	
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添付書類		
備考		

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認め  
たので、上申する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認め た理由		
添 付 書 類		
備 考		